

## 裁 決

審査請求人

処 分 庁

審査請求人が、平成23年8月25日付けで提起した審査請求（以下「本件各審査請求」という。）につき、次のとおり裁決する。

### 主 文

（以下「処分庁」という。）が、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、平成23年6月27日付けで通知した生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく住宅扶助特別基準の申請の一部却下決定及び平成23年7月14日付けで通知した一時扶助申請の一部却下決定をいずれも取り消す。

### 理 由

#### 第1 審査請求の趣旨及び理由

##### 1 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、（以下「処分庁」という。）が、審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第24条第5項において準用する同条第1項の規定による次の2件の保護変更決定のうち、却下された部分の取消しを求めるものである。

- (1) 平成23年6月27日付けで通知した住宅扶助特別基準の申請の一部却下決定（以下「本件処分1」という。）
- (2) 平成23年7月14日付けで通知した一時扶助申請の一部却下決定（以下「本件処分2」といい、本件処分1と本件処分2を併せて「本件各処分」という。）

##### 2 審査請求の理由

本件各審査請求の理由は、おおむね次のとおりであると解される。

##### (1) 本件処分1について

請求人は、処分庁に対し、本件処分1に係る住宅扶助特別基準の申請以前から治療事実を申告していたのであり、上記申請の際に添付した診断書は、従前の申告を補足したものに過ぎない。すなわち、処分庁は、請求人が、上記診断書の作成年月日以前から通院している事実を、従前に請求人が提出してきた処方領収証写し等で把握できていたのであるから、本件処分1で追加支給を認め、平成23年4月分よりも前の平成23年3月以前の分についても、特別基準

の認定による追加支給をしなければ違法である。

(2) 本件処分2について

本件処分2は、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第7の4の(1)オ及びク並びに「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第7問35に対する答に違反している。すなわち、本件処分2において却下した年会費は、契約更新料であり、特別基準として認められる限度額内のものであるから、法による保護として扶助すべきものである。

第2 認定事実及び判断

1 認定事実

(1) 処分庁は、請求人に対し、平成21年4月30日から、法に基づく保護を開始したこと。

(2) 請求人は、処分庁に対し、平成23年5月26日に、住宅扶助について、平成22年12月15日から平成23年5月25日までの住宅費に1.3を乗じて得た額を上限額とする特別基準を認定し、従前の支給額との差額分を追加支給(以下「追給」という。)することを求め、保護の変更の申請(以下「本件申請1」という。)を行ったこと。

(3) 請求人は、処分庁に対し、平成23年6月15日に、住宅扶助(一時扶助)として、XXXXXXXXXX(以下「請求外会社」という。)の個人会員(以下「本件会員」という。)としての年会費26,250円(以下「本件年会費」という。)並びに賃貸住宅家財保険及び入居者賠償責任保険の保険金合計13,520円(以下「本件保険料」という。)を支給することを求め、保護の変更の申請(以下「本件申請2」といい、本件申請1と本件申請2を併せて「本件各申請」という。)を行ったこと。

なお、本件会員は、本件年会費を請求外会社に対して支払うことにより、請求外会社の取扱う全国の物件を利用できるほか、月額基本料を支払うことなくインターネット接続サービスを利用できる等非会員には提供されない各種サービスの提供を受けることができること。また、請求外会社は、平成XXXX年XX月XX日に本件会員の新規募集を終了し、それ以前に本件会員となり本件年会費を支払う者にのみ従前どおりの上記各種サービスを提供する一方で、その後に請求外会社の物件を利用し始めた者については、本件会員として登録することなく物件を利用させ、本件年会費を請求しないかわりに、インターネット接続サービス利用料として毎月一定額を請求するなどしていること。

(4) 処分庁は、本件申請1に対して、平成23年4月及び5月分の住宅扶助については前記(2)の特別基準の設定があったものと認定し、支給済み住宅扶助費との差額を追給するが、その余の申請部分については却下する本件処分1を行い、平成23年6月27日付けXXXXXXXXXXで請求人に対し通知し

たこと。

なお、本件処分1の通知書には、本件申請1のあった日から14日以内に本件処分1が行われなかった理由が明示されていなかったこと。

- (5) 処分庁は、本件申請2に対して、本件保険料については一時扶助として認定するが、本件年会費に係る申請部分については却下する本件処分2を行い、平成23年7月14日付け[REDACTED]で請求人に対し通知したこと。

なお、本件処分2の通知書には、本件申請2のあった日から14日以内に本件処分2が行われなかった理由が明示されていなかったこと。

- (6) 請求人は、本件各処分の取消しを求めて、平成23年8月25日付けで本件各審査請求を提起したこと。

## 2. 判断

### (1) 本件処分1について

ア 法第1条は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮する程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と規定するところ、ここに言う「生活に困窮する」とは、人間としての生活に必要な最低限度の需要が充足されないことにより苦しむ状態を指すと解される。

そして、法第1条には「その困窮する程度に応じ」と規定され、また、法第8条第1項には「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定されていることからすれば、法に基づく保護は、あくまでその者の資力で満たすことのできない最低限度の生活の需要の不足を補う程度で行われなければならないと解される。

なお、法第8条第1項の規定に言う「厚生労働大臣の定める基準」である「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1月厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。）別表第3には、住宅扶助の基準が示されているが、局長通知第7の4の(1)オでは、上記の住宅扶助の基準によりがたい場合には、同基準で示されている限度額に1.3を乗じて得た額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないとされている。

イ ところで、法による保護は、申請により開始されるのが原則であり（申請保護の原則、法第7条参照）、保護の開始時期は、急迫保護の場合を除き、原則として、申請のあった日以降において要保護状態にあると判定された日とすることとされている（局長通知第10の3「保護の開始時期」）。そして、この原則は、前記アに述べた特別基準の設定があったものとして必要な額を認定する場合にも適用になるものと解される。

もつとも、法は、明文はないものの、申請時より遡及して保護を開始又は変更することを禁じてはいないと解される。そして、遡及期間については、生活保護手帳別冊問答集（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡「生活保護手帳について」参照）問13-2の答の1において、「本来転入その他最低生活費の認定変更を必要とするような事項については、収入申告と同様、受給者に届出の義務が課されているところでもあるし、また、一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当ではないので、最低生活費の遡及変更は2か月程度（発見月及びその前月分まで）と考えるべきであろう。これは、行政処分について不服申立期間が一般に60日間とされているところからも支持される考え方であるが、2か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないということも理由のひとつである。」との運用指針及びその理由が示されているところ、この運用指針は、裁判所においてもその正当性が是認されている（大阪地方裁判所平成22年1月29日判決）。また、そもそも生活保護が、現実に生活に困窮する要保護者の最低限度の生活の需要を満たすことを目的とし、現在の最低限度の生活の需要に着目してなされるものであることも併せ考慮すると、更に遡及して追加支給しなければ当該要保護者の現在の最低限度の生活の需要を満たすことが困難であるとの特段の事情が認められない限り、最低生活費の追給に係る遡及期間は、上記の運用指針のとおり、原則として2か月程度が妥当であると解すべきである。

#### ウ 本件処分1の適法性及び妥当性について

本件処分1は、前記認定事実（2）のとおり、平成23年5月26日付けの本件申請1に対して、平成23年4月及び5月分の住宅扶助について特別基準の設定があったものと認定し、支給済み住宅扶助費との差額を追給するが、その余の申請部分すなわち平成23年3月以前の分の追給の申請については却下するというものである。

これに対して、請求人は、前記審査請求の理由（1）のとおり、要するに、処分庁は、平成23年3月以前の分の住宅扶助についても特別基準の設定があったと認定して差額を追給すべきであるにもかかわらず、本件処分1では、そのような認定がされていないから、違法又は不当であると主張しているものと解される。

この点、本件処分1は、あくまで本件申請1を受けて、申請月及びその前月分の住宅扶助特別基準の設定があったものと認定し、追給を決定したものであり、前記イに述べた申請保護の原則及び追給に係る遡及期間の考え方に合致したものである。そして、請求人には、上記2か月分を超えて住宅扶助の追給を受けなければ、本件処分1の当時において最低限度の生活の需要を満たすことが困難であったとの特段の事情は認められない。

請求人の上記主張は、上記の特段の事情を主張するものでもなく、請求人独自の理論に基づき本件処分1における一部却下部分の違法又は不当を主張するものであるから、失当である。

よって、本件処分1が、平成23年4月及び5月分の住宅扶助については特別基準の設定があったものと認定し、支給済み住宅扶助費との差額を追給するが、その余の申請部分については却下するとした点について、違法又は不当はない。

## (2) 本件処分2について

### ア 住宅扶助の対象

法第14条の規定によれば、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、「住居」(同条第1号)及び「補修その他住居の維持のために必要なもの」(同条第2号)に係る事項の範囲内で行われる。ここにいう「住居」に係る事項として住宅扶助の対象となるのは、局長通知第7の4の(1)によれば、「家賃、間代、地代等」とされ、また、住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合には、必要な額を認定して差しつかえないとされている(局長通知第7の4の(1)キ)。そして、課長通知第7の間35の答では、必要やむを得ない場合には、敷金等として、権利金、礼金、不動産手数料、火災保険料、保証人がいない場合の保証料も認定して差しつかえないとされている。

### イ 本件処分2の適法性及び妥当性について

本件処分2は、本件申請2のうち、本件保険料については一時扶助として認定するが、本件年会費に係る申請部分については却下するというものである。

これに対し、請求人は、前記審査請求の理由(2)のとおり、本件年会費は、住宅の賃貸借契約更新料であるから扶助の対象になると主張している。

しかし、本件年会費は、前記認定事実(3)のとおり、実質的には請求人が本件会員として、請求外会社から、物件の利用以外の各種の付加的なサービスの提供を受けるための費用であり、社会通念上、住宅の賃貸借契約の更新料であると認めることはできず、その他請求人の最低限度の生活の需要を維持するための費用であると認めることもできない。

よって、本件年会費は、住宅扶助の対象外であり、本件処分2が本件年会費に係る申請部分を却下した点に違法又は不当はない。

## (3) 本件各処分の通知書の記載について

法第24条第5項において準用する同条第3項は、保護の変更の申請に対する決定の通知は、申請のあった日から14日以内にしなければならないが、特別な理由がある場合には、これを30日まで延ばすことができ、この場合には、決定通知書にその理由を明示しなければならない旨規定する。

これを本件についてみると、本件各申請は、保護の変更の申請であるところ、

前記認定事実(2)ないし(5)のとおり、本件各処分は、本件各申請のあった日から14日以内に行われていない。そうであるにもかかわらず、本件各処分の決定通知書には、本件各処分の通知が本件各申請のあった日から14日以内に行われなかった理由が明示されていないものと認められる。

よって、本件各処分は、法第24条第5項において準用する同条第3項に違反するものであり、取消しを免れない。

3 結論

以上のとおり、本件各審査請求は理由があるから、行政不服審査法第40条第3項を適用し、主文のとおり裁決する。

平成24年 8月30日

千葉県知事 鈴木 栄 治

